

1. 部活動の基本的構え

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、スポーツ・文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の滋養等に資することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

2. 部活動の組織

- (1) P T A副会長を部活動育成会長とする。部活動育成会長は各部の保護者会長・コーチを招集し、4月～5月・9月～10月に部活動育成会議を行う。(必要に応じて臨時に行うこともある。)
- (2) 部活動育成会長は、部活動基金の運用を管理する。

3. 部活動の具体的方途

(1) 運営について

- ① 部活動と保護者クラブ活動（以下クラブ活動）の併用、運営について
・部活動とクラブ活動を「広義の部活動」としてとらえ、各部の実態に応じて、併用して活動を行っていく。

(2) 部活動の運営について

- ・活動時の服装は原則として学校生活の服装規定に従う。（体育時の服装）
- ・平日朝の活動は、7：30～8：00までとし、自主練習とする。ただし月曜日や連休の翌日は、休日の活動を考慮して、原則休養日とする。
- ・放課後の活動は、最終下校時刻の15分前までとし、必ず顧問がつき指導にあたる。つけない場合はなしとするか、目の届く範囲の他の部顧問に依頼する。活動時間は、原則2時間までとする。
- ・休日の活動は、部活動担当から出された割り当てに従って作成された各部の活動計画に沿って、必ず顧問がついて活動を行う。その際、生徒の家庭や地域における活動を保証するよう、土曜日・日曜日のいずれかは休養日とする。第3日曜日「家庭の日」は、原則として休養日とする。
但し、大会やコンクール前で全員がそろって練習をしたい時に両日部活動として活動をする場合などは、他の土日に休みをとり、月全体の活動時間数が多くならないようにする。
- ・休日の活動時間は4時間までとする。ただし、大会等の場合においては、この限りではない。
休日における活動時間は、1ヶ月20時間以内とする。
- ・対外試合、大会に参加する場合は顧問が3日前までに「対外試合などの届け」を作成し部活動担当、生徒指導、校長に承認を得る。
- ・部室の開錠、施錠は教師が行う。

(3) クラブ活動の運営について

- ・クラブ活動は保護者会長の責任のもと実施される学校管理下外の活動である。参加は任意で、スポーツ保険に加入して活動をすることとする。
- ・冬季（11月～2月）に限り、下校後19時まで体育館・グランドでのクラブ活動を行うことができる。希望する部活の顧問同士で相談し、事前に保護者会長名で活動計画書を提出し、校長の許可を得て活動を行う。ただし、必ず一度帰宅してから保護者の責任で送迎して活動を行い、帰宅せずに学校に残り活動に参加することは禁止する。
- ・クラブ活動での指導者は、保護者会役員と部顧問が中心に相談の上を行い、保護者会において承認を取り、校長の委任を受けた者とする。また、部活とクラブを合わせて、月に2日以上の休養日がとれるよう月計画を立てています。

- ・鍵（体育館・武道場・部室）の使用、管理は保護者または指導者で行う。部員生徒には一切使用させない。校舎内を使用する部については顧問が校舎施設の管理（施錠等）をする。
 - ・鍵の受け渡しについては各部の責任で下記のように行う。ただし部室の鍵は保護者または指導者が責任を持って管理する。
 - 休前日（使用日の前日）に使う部の保護者が学校へ借りに来る。
 - 当日開錠して施設を使用した後、施設の点検、施錠後、翌日保護者が学校へ返却する。（職員室の東入口、ロッカーの上にあるノートに記入）
- *鍵を紛失したり上記に反したりした場合は一定期間施設利用の許可を取り消すこともある。

④ 月曜日・連休明け以外に部活動を行わない日

- ・全体の会議（職員会・学年会・指導部会など）がある日
- ・定期テスト1週間前に含まれる日
- ・その他、必要に応じて活動を中止する日

※ただし上の期間でも、公式大会前など特別な事情がある場合、校長に許可を得て、特別練習・延長練習を行ってもよい。

⑤ 保険について

- ・部活動時のみなどについては日本スポーツ振興センターの保険が適用される。
- ・クラブ活動においては、部員、指導者（保護者）は必ず任意のスポーツ保険に加入（保険料は保護者負担）して行う。クラブ活動での事故等の責任は保護者会及び参加部員の保護者が負う。

（2）加入と退部

- ① 中央中学校の部活動は、活動意欲のある生徒のみが加入し活動を行う。（自由部活）
 - 入部や部活動の継続については部活動加入届に記入し、学校の指示に従い手続きを行う。
- ② 部活動を退部する場合は、顧問、学級担任と相談後、退部届を記入し、担任・顧問・学年主任・部活動担当の承認を経て正式に退部とする。

（3）活動計画

- ① 学校月間活動計画や施設の割り当て表に従い、部顧問および保護者会長は月間活動計画（部活用・クラブ用）を前月中に立て、部活動担当に提出する。
 - 部活動の計画表には校長印が必要。
 - クラブの計画表には校長印と保護者印が必要
 - 体育館、グラウンド使用の優先順位については部活動担当から出される計画によるが、それぞれの部顧問の話し合いによって調整しても良い。

（4）保護者会

- ① 家庭や顧問との連携を図り、より意義ある活動とするために、各部ごとに部活動保護者会を設立する。
- ② 外部指導者（社会人コーチ）の導入にあたっては、別に定める「外部指導者導入規程」に従って人選をする。
- ③ 保護者会の部活動費等の会計に関わっては、別に定める「部活動費・遠征費等事務取扱要領」に従って運営を図る。
- ④ 部費は各部で年間の活動予算をたて、必要に応じて部ごとに定める金額を徴収してもよい。保護者会でも話し合い、高額にならないように配慮して適正な金額とする。会計は必ず保護者会で行う。
- ⑤ 新年度5月末までと、役員が交代したとき（8～9月）に各部で保護者会を行う。
- ⑥ 部活動育成会議（保護者会長・会計・コーチ会議）で確認されたことは、各部の保護者会にて周知確認をする。

(5) 部活動の種類 平成31年度は以下の部活動を設置する。

1	剣道部	9	ハンドボール部
2	サッカー部	10	ホッケー部
3	水泳部	11	野球部
4	ソフトテニス部	12	陸上競技部
5	卓球部	13	吹奏楽部
6	バスケットボール部	14	パソコン部
7	バドミントン部	15	美術部
8	バレー部		

(6) 改廃（統合・休部・廃部）について

現在設置されている部活動で以下のいずれかが生じた場合、改廃対象とし、校内検討委員会を立ち上げて協議し、決定する。

- 3学年の合計人数が、公式戦・コンクール等に出場するために必要な人数を満たさない場合
- 合同チームでの参加が3年続いた場合
- 部活動保護者会から改廃検討を依頼された場合

なお、新しく設置しようとする場合は、要件として、競技種目として成立する人数が確保されていること、活動場所や運営に必要な用具の準備が整っていること、部活動顧問が確保されること、部活動保護者会が組織されることがあげられる。予め校長と相談をしながら検討をしていくこととします。

(7) その他・約束

① 活動時の服装

- ・休日の活動は、部で統一されたウエアで活動する。防寒着を除き、学校では使用しない。
- ・夏季（7月～9月）の朝や放課後の活動では、健康管理を理由として部で統一されたシャツでの活動を認める。

② 朝の活動（自主練習）

- ・7：15以前に登校しない。
- ・後片付けは速やかに行い、8：10の入室時間に遅れないようにする。
- ・校舎周り駐車場、アスファルトの上での活動は行わない。
- ・雨天時、外部活動の室内練習は行わない。南舎のみでミーティング活動を行ってもよい。

③ 放課後の活動

- ・月の活動計画に従い、部ごとにまとまって活動する。
- ・顧問と生徒の連携を図り、練習内容を工夫し、事故防止に心がける。
- ・使用した用具・施設等のあと片付け、グラウンド整備などを確実に行う。

④ 休日の活動

- ・部活動やクラブ活動とも、学校生活においてのきまりやルールを守って活動すること。（部活動やクラブ活動は学校生活の延長線上にある。）
- ・自転車を使用する場合は、学校の自転車通学のきまりを厳守すること。自転車は学校で指定された場所に置くこと。
- ・活動終了後は用具・施設等のあと片付けやグラウンド整備などを確実に行い、通学道路を通って登下校すること。行き帰りの買い物は絶対しない。
- ・飲料水はお茶やスポーツ飲料のみとし、水筒、ペットボトルに入れて持ってくること。ペットボト

ルで持ってくる場合、ゴミは持ち帰り、保護者会などからの差し入れはまとまって飲食し、後片付けを確実に行うこと。

⑤ 対外試合・大会について

- ・マナーや約束を守り中央中学校生徒として恥ずかしくない行動をとる。
- ・移動に自転車を使う場合は必ずヘルメットを着用し、交通ルールを守り安全に注意する。

⑥ 部室の使用

- ・活動を行うときのみ使用してよい。活動に不必要的ものを置かない。
- ・私物は下校時に持ち帰る。朝の練習後制服を置いていかない。
- ・常に整理、整頓に心がけ、定期的に清掃を行い清潔に保つこと。
- ・部室内での飲食は一切行わない。

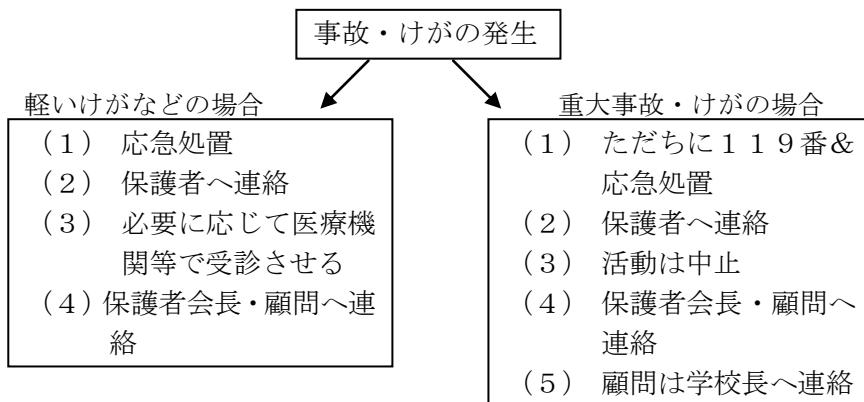
⑦ クラブ活動について

- ・保護者会と学校の協力・連携を深めると共に生徒の様子をよりつかむために休日の活動には保護者が必ずつく。(クラブ)
- ・保護者・指導者は学校顧問との連絡を密に取り、十分な教育的配慮のもと、部員の健康状態等に配慮し、けがや事故のないように活動を行う。
- ・万一に備え事故やけががあった場合の対処方法を保護者会において作成し、保護者・指導者に徹底しておく。

⑧ 部活動・クラブ活動における生徒の送迎について

- ・大会等での対外試合や練習試合、合同練習における生徒の遠征については、顧問、保護者会で協議し、公共交通機関を利用して参加すること。保護者が送迎する場合は、必ず保護者の責任で行い、乗り合わせは絶対にしない。(お互いの保護者が了承していても、それは認めない)

(7) 緊急時の対応について



- ・緊急時に備えて、AEDは南舎の1階の小会議室に常備してある。グランドや体育館での活動中に、AEDを使用しなければならない事例が発生した場合は、顧問がついている場合は、校舎を開錠し持ち出すこと。顧問がついていない場合は、小会議室の窓ガラスを割って持ち出すこと。

※ 役員交代の時には、各部保護者会を開催して、以上のことについて徹底してください。